

第3章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の選定方法

愛知県庁BCPでは、想定東海・東南海地震連動が発生した場合に、継続又は早期に復旧することが必要な業務である非常時優先業務を選定するために、基本方針・対応方針に基づき、県の全ての業務（全業務数：3,799 業務）から、県が行うべき応急復旧業務（地域防災計画や災害対策実施要綱に記載された災害応急対策業務等）や業務継続の優先度が高い通常業務の洗い出しを実施した。

非常時優先業務の選定にあたっては、基本方針にある「県民等の生命・身体・財産の保護」、「県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧」、「業務継続に必要な態勢の確保」の観点及び阪神・淡路大震災等における対応を参考とした。

また、非常時優先業務の選定作業に際し、『被害予測調査報告書』に基づき、災害時のニーズをまとめた「被災シナリオー被災者の観点からー」を作成するとともに、災害時に実施すべき業務の全体像を把握し、かつ、業務の関連性を体系的に俯瞰できるよう「非常時優先業務マインドマップ」を作成し、非常時優先業務を選定するための参考とした（21 ページ「被災シナリオー被災者の観点からー」及び23 ページ「非常時優先業務マインドマップ」参照）。

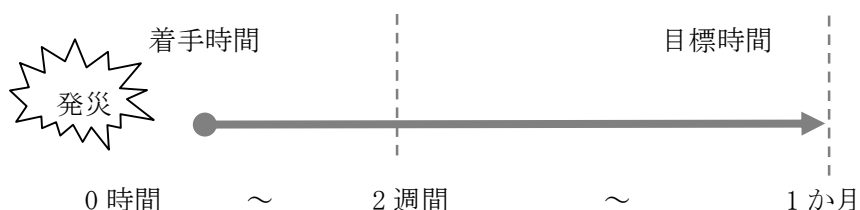
業務の継続、早期復旧のためには、単に業務を選定するだけではなく、時間・水準を定めた「(復旧) 目標」を設定することが必要である。「(復旧) 目標」は、①業務をいつまでに回復・達成するのかという「目標時間」と、②業務をどの程度まで継続・早期復旧するのかという「目標レベル」の2つから構成される。

愛知県庁BCPにおいては、発災後「2週間」の厳しい資源（職員・庁舎・資機材等）制約がある中で、非常時優先業務に、資源を優先的に配分して当該業務に着手しなければならず、かつ、「1 か月」以内に「目標レベル」に達成しなければならない業務とした。

非常時優先業務は・・・

「着手時間」：発災後「2週間」以内、かつ、

「目標時間」：発災後「1か月」以内に「目標レベル」を達成する業務

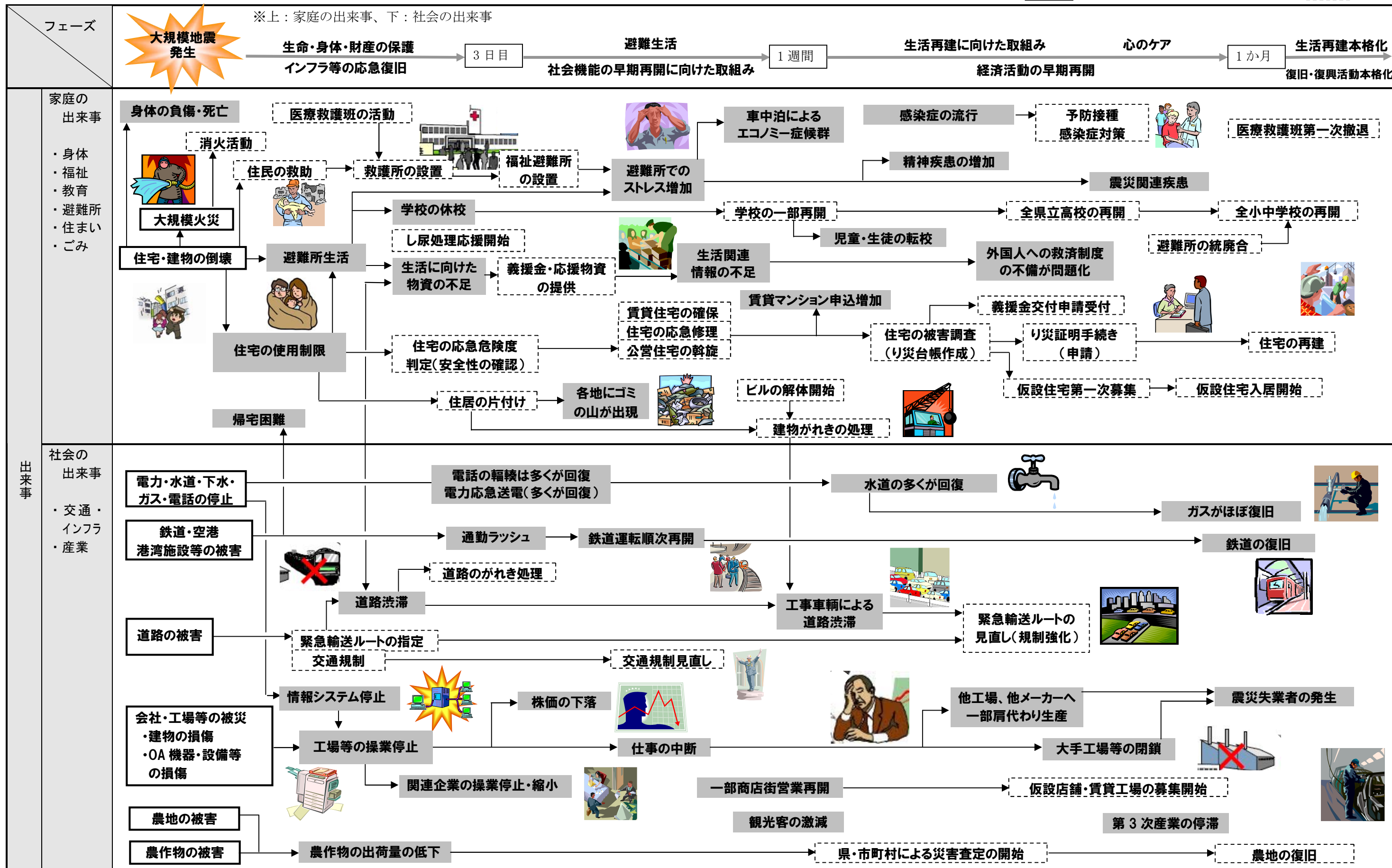


愛知県庁BCPでは、災害時に実施すべき業務を「基本方針」、「大項目」、「中項目」の3つレベルに分類し、類型化・階層化した。

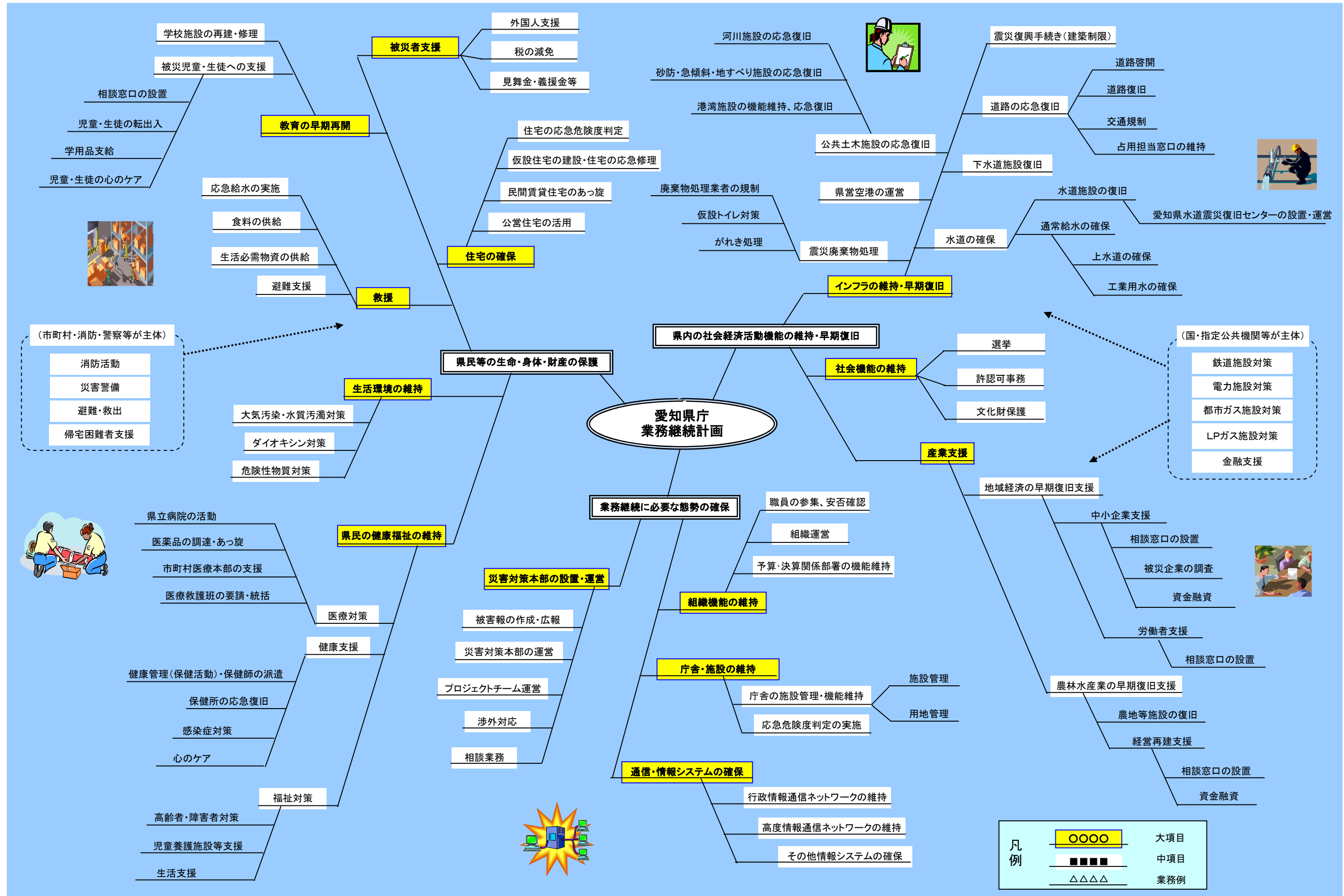
| 基本方針 | 大項目 | 中項目 |
|------------------------|----------------|-------------------|
| I 県民等の生命・身体・財産の保護 | 1 救援 | ① 応急給水の実施 |
| | | ② 食料の供給 |
| | | ③ 生活必需物資の供給 |
| | | ④ 避難支援 |
| | 2 県民の健康福祉の維持 | ① 医療対策 |
| | | ② 健康支援 |
| | | ③ 福祉対策 |
| | 3 住宅の確保 | ① 住宅の応急危険度判定 |
| | | ② 公営住宅の活用 |
| | | ③ 民間賃貸住宅のあっ旋 |
| | | ④ 仮設住宅の建設・住宅の応急修理 |
| | 4 生活環境の維持 | ① 大気汚染・水質汚濁対策 |
| | | ② ダイオキシン対策 |
| | | ③ 危険性物質対策 |
| | 5 被災者支援 | ① 外国人支援 |
| | | ② 税の減免 |
| | | ③ 見舞金・義援金等 |
| | 6 教育の早期再開 | ① 被災児童・生徒への支援 |
| ② 学校施設の再建・修理 | | |
| II 県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧 | 1 社会機能の維持 | ① 選挙 |
| | | ② 許認可事務 |
| | | ③ 文化財保護 |
| | 2 インフラの維持・早期復旧 | ① 水道の確保 |
| | | ② 下水道施設復旧 |
| | | ③ 道路の応急復旧 |
| | | ④ 公共土木施設の応急復旧 |
| | | ⑤ 県営空港の運営 |
| | | ⑥ 震災廃棄物処理 |
| | | ⑦ 震災復興手続き(建築制限) |
| 3 産業支援 | ① 地域経済の早期復旧支援 | |
| | ② 農林水産業の早期復旧支援 | |
| III 業務継続に必要な態勢の確保 | 1 災害対策本部の設置・運営 | ① 被害報の作成・広報 |
| | | ② 災害対策本部の運営 |
| | | ③ プロジェクトチーム運営 |
| | | ④ 渉外対応 |
| | | ⑤ 相談業務 |
| | 2 組織機能の維持 | ① 職員の参集、安否確認 |
| | | ② 組織運営 |
| | | ③ 予算・決算関係部署の機能維持 |
| | 3 庁舎・施設の維持 | ① 庁舎の施設管理・機能維持 |
| | | ② 応急危険度判定の実施 |
| | 4 通信・情報システムの確保 | ① 行政情報通信ネットワークの維持 |
| | | ② 高度情報通信ネットワークの維持 |
| | | ③ その他情報システムの確保 |

2 被災シナリオ -被災者の観点から-

直接被害 状態・影響 対応



非常時優先業務マインドマップ



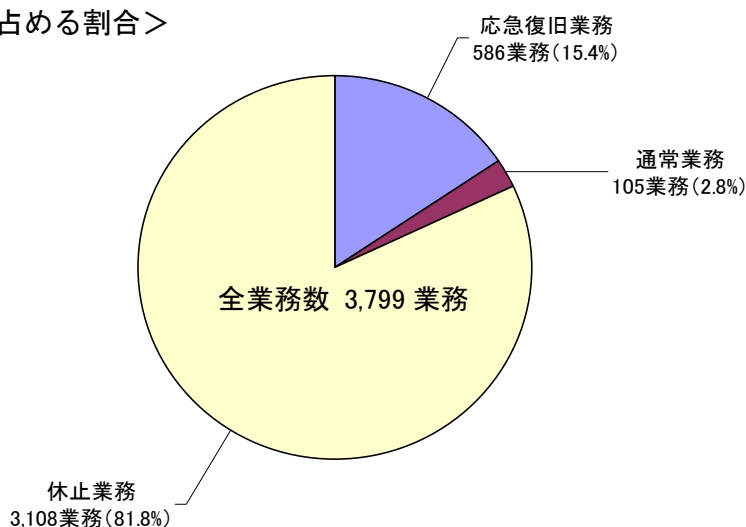
3 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務を特定するため、全ての業務（全業務数：3,799 業務）を洗い出し、基本方針に基づき、業務の緊急性や影響度等について評価した。

災害時に継続又は早期に再開・復旧すべき業務を選定した結果、非常時優先業務は 691 業務（応急復旧業務：586 業務、通常業務：105 業務）である。なお、全ての業務に占める割合は約 18.2%である。

<全業務のうち非常時優先業務の占める割合>

| | |
|------------|-------|
| 全業務数 | 3,799 |
| 非常時優先業務数 | 691 |
| （うち応急復旧業務） | 586 |
| （うち通常業務） | 105 |



4 災害時に休止する業務

愛知県庁BCPでは、限られた資源を非常時優先業務に優先的に配分するため、非常時優先業務ではない業務については、積極的に休止する。なお、休止した業務については、災害応急対策業務の実施の経過に伴い、順次再開する。

《主な休止業務》

- ・ 人事、職員研修関係業務
- ・ 広報広聴(災害関係以外の緊急性のない通常のもの)
- ・ 給与関係の認定(災害時は緊急措置として前月データで支払後精算)
- ・ 講習、資格試験(ただし、実施日が近い場合は延期の周知を行う)
- ・ 行政評価、行政監査、定期監査
- ・ 交付金補助金(災害復旧を除く)
- ・ 県施工工事(2次災害防止の安全措置を図った上で、当面中止)
- ・ 計画等の企画立案等(災害復興に関する計画を除く)
- ・ 届出許認可(緊急性のない法規制等に関するもの)

5 非常時優先業務の復旧目標

「初動期」(発災～約3日目)においては、災害対策本部機能の確立と情報の収集、人命の救助・救出、避難所生活者への支援に注力し、「応急復旧期」(約4日目～2週間)においては、道路等インフラの早期復旧支援など、平常時の生活の回復を支援する展開を想定している。

| 着手時期 | 想定される事象 | 重点的に取り組む事項 |
|----------------|--|---|
| 発災から 24時間まで | <ul style="list-style-type: none"> ・県内に甚大な人的・物的損害が発生し情報が途絶 ・県庁の被災により、職員・資源・情報が制約 ・被災地域、規模が次第に判明 ・避難所での食料等の要望 | <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の設置・運営 ②渉外対応(応援派遣依頼) ③医療対策 ④応急給水の実施 ⑤食料の供給 ⑥生活必需物資の供給 |
| 2日目 ～3日目 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所生活者から様々なニーズが増加 | <ul style="list-style-type: none"> ①健康支援 ②福祉対策 ③住宅の応急危険度判定 |
| 4日目 ～2週間 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会機能の復旧に関する要望が増加 | <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の確保 ②教育の早期再開 ③インフラの維持・早期復旧 ④産業支援 |

次ページより、「大項目」ベースで整理した主要な非常時優先業務を例示する。

なお、「発災後の目標」等については、災害の発生状況により、目標に到達できない場合が考えられるため、今後は着手時間の設定や非常時優先業務の選定について見直す等、精査していく。

また、発災時においては、限られた資源の中で非常時優先業務を実施することとなるため、業務間で資源利用の競合が生じる場合も想定される。非常時優先業務の実施にあたっては、愛知県庁BCPの「基本方針」及び「対応方針」(6ページを参照)に基づき、実施していく。

1. 基本方針【県民等の生命・身体・財産の保護】

| | |
|-----|-----|
| 大項目 | ①救援 |
|-----|-----|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-----------|------------------------------------|
| 応急給水の実施 | ・24時間以内に応急給水を実施する。 |
| 食料の供給 | ・24時間以内に緊急食料の支援体制を確立する。 |
| 生活必需物資の供給 | ・24時間以内に生活必需物資の支援体制を確立する。 |
| 避難支援 | ・水防警報等の発表及び地すべりの避難指示等を発出する体制を継続する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】県民生活部、健康福祉部、産業労働部、農林水産部、建設部、企業庁

【地方機関】県民事務所、山村振興事務所及び県民センター（以下「県民事務所等」という。）、保健所、農林水産事務所、建設事務所、水道事務所

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|-----------|-----|---------------|-----------------|--------------|------|------------------|----|----|-----|-----|
| 応急給水の実施 | | | 健：被害把握・応急給水支援 | | | 企：給水車等による水道水提供 | | | | |
| 食料の供給 | | | 農：食料支援体制の確立 | | | | | | | |
| 生活必需物資の供給 | | | 産：生活必需物資支援体制の確立 | | | 県：生活物資の需要・価格情報収集 | | | | |
| 避難支援 | | 建：水防警報等発表体制継続 | | 建：地すべり地区避難指示 | | | | | | |

※健：健康福祉部 企：企業庁 農：農林水産部 産：産業労働部 県：県民生活部 建：建設部

| | |
|------------|--------------------|
| 大項目 | ②県民の健康福祉の維持 |
|------------|--------------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|------|---|
| 医療対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院の機能確保を継続する。 ・ 3時間を目処にDMAT及び医療救護班の受入を指示・調整する。 |
| 健康支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6時間以内に保健師の活動支援・調整を行う。 ・ 24時間以内に不足保健師の応援体制を確立する。 |
| 福祉対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日間以内に被災した要介護高齢者、障害者等の施設利用調整を図る。 ・ 1週間以内に生活保護費、障害者に対する手当等の支給を再開する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】健康福祉部、病院事業庁

【地方機関】保健所、福祉相談センター、児童相談センター、愛知学園、心身障害者コロニー、精神保健福祉センター、衛生研究所、動物保護管理センター、がんセンター中央病院、がんセンター愛知病院、循環器呼吸器病院センター、城山病院、あいち小児保健医療総合センター

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|------|-----|-----------------|------------------|-----------------------|---------------------|-------------|----|----|-----|-----|
| 医療対策 | | 病：県立病院の入院患者への対応 | 病：県立病院の外来受付・診療開始 | 健：医療救護班編成指示 | 健：医薬品の調達あっせん | | | | | |
| 健康支援 | | 健：精神障害者等への緊急対応 | 健：保健師の支援・調整 | 健：保健師の要請・確保 | 健：栄養・食生活支援、食品衛生の保持等 | 健：と畜検査・食鳥検査 | | | | |
| 福祉対策 | | 健：児童等の一時保護対応 | 健：社会福祉施設等の被害把握 | 健：被災社会福祉施設等の入所者等の受入調整 | 健：障害者等の施設利用調整 | 健：生活保護費等の支給 | | | | |

※病：病院事業庁 健：健康福祉部

| | |
|------------|---------------|
| 大項目 | ③住宅の確保 |
|------------|---------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-----------------|---|
| 住宅の応急危険度判定 | ・1週間以内に被災建築物の応急危険度判定を完了する。 |
| 公営住宅の活用 | ・24時間以内に県営住宅の被害状況を把握する。 |
| 民間賃貸住宅のあっ旋 | ・1か月以内に民間賃貸住宅の借り上げを行う。 |
| 仮設住宅の建設・住宅の応急修理 | ・2週間以内に応急修理の申込みを受け付ける。 ・1か月以内に仮設住宅の第1次発注を行う。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】農林水産部、建設部

【地方機関】農林水産事務所、建設事務所

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|------------------|----------------|-------------|-----------------|----------------|-----|
| 住宅の応急危険度判定 | | | | | | 建：応急危険度判定の実施 → | | | | |
| 公営住宅の活用 | | | | | 建：県営住宅の被害状況の把握 → | | | 建：県営住宅の応急復旧 → | 建：公共賃貸住宅一時入居 → | |
| 民間賃貸住宅のあっ旋 | | | | | | | | 建：民間賃貸住宅の借り上げ → | | |
| 仮設住宅の建設・住宅の応急修理 | | | | | | | 建：住宅の応急修理 → | 建：仮設住宅の着工 → | 農：木竹材の確保 → | |

※建：建設部 農：農林水産部

大項目 ④生活環境の維持

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-------------|--------------------------|
| 大気汚染・水質汚濁対策 | ・24時間以内に環境調査を実施する。 |
| ダイオキシン対策 | ・1週間以内に環境調査を実施する。 |
| 危険性物質対策 | ・3時間以内に危険性物質等の緊急措置を要請する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】防災局、環境部、健康福祉部

【地方機関】県民事務所等、環境調査センター、保健所

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|-------------|-----|-------------------|------------------|--------------|----------------|-------------------|----------------|-------------|-----|-----|
| 大気汚染・水質汚濁対策 | | | 環：大気汚染モニタリング | 環：被害拡大防止等の指示 | | | 環：民間建築物アスベスト対策 | 環：大気汚染緊急時対策 | | |
| ダイオキシン対策 | | | 環：ダイオキシン類排出防止命令等 | | | 環：ダイオキシン類の調査 | | | | |
| 危険性物質対策 | | 防：危険物の緊急措置等の命令・要請 | 健：毒物・劇物の保安 | 防：消防等への支援要請 | 環：化学物質排出防止等の命令 | 環：PCB廃棄物の飛散・流出の確認 | | | | |

※環：環境部 防：防災局 健：健康福祉部

| | |
|------------|---------------|
| 大項目 | ⑤被災者支援 |
|------------|---------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|----------|---|
| 外国人支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6時間以内に外国公館への情報提供を行う。 ・ 12時間以内に翻訳した災害情報を提供する。 |
| 税の減免 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日間以内に災害による県税の減免等の申請受付を開始する。 |
| 見舞金・義援金等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日間以内に義援金受入口座の開設と広報を行う。 ・ 1週間以内に被災者生活再建支援法の適用を決定する。 ・ 1か月以内に見舞金を支給する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】総務部、地域振興部、防災局、健康福祉部、出納事務局

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|----------|-----|-----|-----|--------------|---------------|-------------|----------------|-----------------|--------------|-----|
| 外国人支援 | | | | 地：外国公館等の連絡折衝 | 地：外国人に対する災害広報 | 地：国際交流協会の支援 | | | | |
| 税の減免 | | | | | | | 総：県税の軽減・免除等の受付 | | | |
| 見舞金・義援金等 | | | | | | | 出：義援金の受付 | 防：被災者生活再建支援法の適用 | 健：見舞金・弔慰金の支給 | |

※地：地域振興部 総：総務部 出：出納事務局 防：防災局 健：健康福祉部

| | |
|------------|-----------------|
| 大項目 | ⑥教育の早期再開 |
|------------|-----------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-------------|---|
| 被災児童・生徒への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・3日以内に被災児童・生徒の転出入の取扱いを決定する。 ・2週間以内に学用品を支給する。 ・授業の再開に合わせ2週間以内にスクールカウンセラーを設置する。 |
| 学校施設の再建・修理 | <ul style="list-style-type: none"> ・6時間以内に県立学校の施設被害状況を把握する。 ・6時間以内に県立の大学の施設被害状況を把握する。 ・1週間以内に私立学校の施設被害状況を把握する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】 県民生活部、教育委員会、
【地方機関】 教育事務所、県立学校

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 | |
|-------------|-----|-----|----------------|-----------------|-------------|------|--------------|----------|-----------|----------------|--|
| 被災児童・生徒への支援 | | | | | 教：授業の実施状況把握 | | 教：被災児童生徒の転出入 | 教：学用品の支給 | 教：応急給食の実施 | 教：スクールカウンセラー設置 | |
| 学校施設の再建・修理 | | | 教：県立学校の被害状況の把握 | 県：県立の大学の被害状況の把握 | | | | | | 県：私立学校の被災状況の把握 | |

※教：教育委員会 県：県民生活部

2. 基本方針【県内の社会経済活動機能の維持・早期復旧】

大項目 ①社会機能の維持

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-------|--|
| 選挙 | <ul style="list-style-type: none"> 選挙の執行状況に応じて、繰延投票等の対応も含め、選挙執行体制を継続する。 政治団体の設立等に関して、1週間以内に各種届出を受理できる体制をとる。 |
| 許認可事務 | <ul style="list-style-type: none"> 既に申請を受けている旅券の交付事務を3日以内に再開する。 高圧ガス設備等保安関係のうち、住民生活・災害復旧活動に不可欠な施設に関する許可・検査等を1週間以内に実施する。 緊急性の高い食品営業を優先し2週間以内に許可事務を再開する。 生活衛生関係営業及び墓地、火葬場等の許可・確認事務を2週間以内に実施する 解体業者登録等の受付事務を1か月以内に実施する。 建設業許可、宅地建物取引業の免許、主任者の登録等について、システム被災時は2週間以内に復旧し、1か月以内に受付業務を再開する。 |
| 文化財保護 | <ul style="list-style-type: none"> 県史資料の散逸を防ぐため保存に関する応急措置と所蔵者への保存継続の広報を1か月以内に行う。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】総務部、県民生活部、防災局、健康福祉部、建設部、選挙管理委員会事務局

【地方機関】県民事務所等、保健所、建設事務所

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 | | |
|-------|-----|-----|-----|---------|------|------|---------|-----------------|-------------|------------------|---------|--------------|
| 選挙 | | | | 選：選挙の執行 | | | | | | 選：政治団体の届出等の受理 | | |
| 許認可事務 | | | | | | | 県：旅券の交付 | 防：高圧ガス施設等の許可・検査 | 健：食品衛生の許可事務 | 健：生活衛生関係営業等の許可事務 | 建：解体業受付 | 建：建設業、宅建業等受付 |
| 文化財保護 | | | | | | | | | | 総：県史資料の保存広報 | | |

※選：選挙管理委員会事務局 県：県民生活部 防：防災局 健：健康福祉部 建：建設部 総：総務部

| | |
|------------|----------------------|
| 大項目 | ②インフラの維持・早期復旧 |
|------------|----------------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-------------------|--|
| 水道の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 生活の維持に必要な水道の確保を継続する。 上水は、2週間以内に平常給水を行う。 工業用水は、1か月以内に復旧する。 |
| 下水道施設復旧 | <ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に下水道を仮復旧する。 |
| 道路の応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> 1時間以内に道路パトロールを出勤し、3時間以内に情報を収集する。 3時間以内に通行規制情報(第1報)を提供し、24時間以内に緊急輸送道路全体の被害状況を把握する。 24時間以内に最優先に啓開する緊急輸送道路を決定する。 1週間以内に緊急輸送道路を応急復旧する。 |
| 公共土木施設の応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> 港湾の保安対策(SOLAS条約に基づくもの)を継続する。 河川及び海岸については、3時間以内に被害情報(第1報)を提供し、3日以内に全体の被害状況を把握する。 土石流等による2次災害の危険度を、3日以内に市町村・県民に周知する。 ダムについては、3時間以内に1次点検、24時間以内に2次点検を実施する。 |
| 県営空港の運営 | <ul style="list-style-type: none"> 3時間以内に医師、患者、その他救援物資の緊急輸送ができるよう、被害状況の確認と応急復旧活動を行う。 |
| 震災廃棄物処理 | <ul style="list-style-type: none"> 24時間以内に廃棄物処理施設等の破損状況把握体制を整える。 2週間以内に災害廃棄物の発生量を推計する。 2週間以内に国、他都道府県へ広域的な支援を要請する。 2週間以内に市町村と連絡調整し、災害廃棄物処理推進体制を整える。 2週間以内に解体工事現場において産業廃棄物の飛散・流出がないかを確認する。 1か月以内に処理可能廃棄物処理業者を把握し、関係業界への処理の協力要請を行う。 |
| 震災復興手続き (建築制限) | <ul style="list-style-type: none"> 2週間以内に復興都市計画事業の都市計画決定を行う。 2週間以内に被災市街地の建築制限に関する区域指定を行う。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】地域振興部、防災局、環境部、健康福祉部、建設部、企業庁

【地方機関】県民事務所等、保健所、建設事務所、港務所、工事事務所、水道事務所

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|---------------|--------------|------------------|----------------------|--------------------|-----------------------|-------------------|-----------------|------------------|--------------|-----|
| 水道の確保 | 企：水源の確保 | 企：水道の応急復旧 | 企：工業用水の応急復旧 | 健：水質確保の指導 | 地：愛知県渇水対策本部の設置(異常渇水時) | | | | | |
| 下水道施設復旧 | | 建：下水道の仮復旧等施設対策 | | | | | | | | |
| 道路の応急復旧 | | 建：道路パトロール出動、情報収集 | 建：通行規制情報(第1報)の提供 | 建：緊急輸送道路全体の被害状況の把握 | 建：最優先に啓開する緊急輸送道路の決定 | | 建：緊急輸送道路の応急復旧 | | | |
| 公共土木施設の応急復旧 | 建：愛知県水防本部の設置 | 建：港湾の保安対策 | 建：河川・海岸の被害情報(第1報)の提供 | 建：河川・海岸全体の被害状況の把握 | 建：土石流等の災害防止 | 建：ダム管理(1次点検、2次点検) | | | | |
| 県営空港の運営 | | 地：被害状況把握、応急復旧活動 | | | | | | | | |
| 震災廃棄物処理 | | | 環：廃棄物処理施設損壊状況の把握 | | 環：災害廃棄物量の推計 | 環：国・他県等への支援要請 | 環：市町村との連絡調整 | 環：産業廃棄物の飛散・流出の確認 | 環：関係業界への協力要請 | |
| 震災復興手続き(建築制限) | | | | | | 建：震災復興都市計画決定手続 | 建：被災市街地建築制限区域指定 | | | |

※企：企業庁 健：健康福祉部 地：地域振興部 建：建設部 環：環境部

大項目 ③産業支援

(1) 活動目標

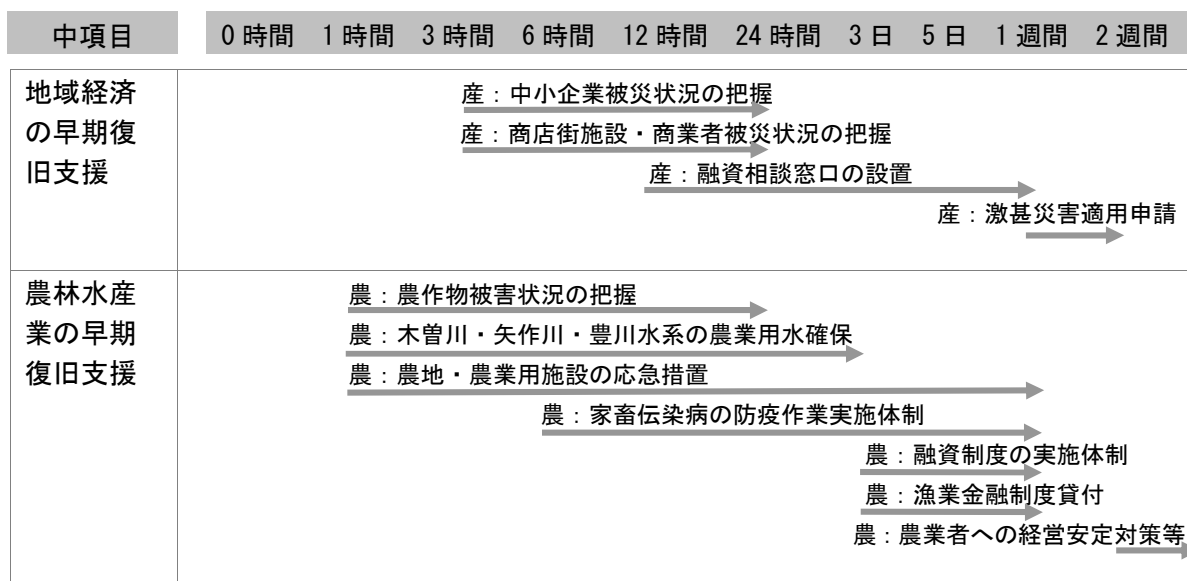
| 中項目 | 発災後の目標 |
|--------------|---|
| 地域経済の早期復旧支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に県内の中小企業等の被災状況を把握する。 ・24時間以内に県内の商店街施設、商業者等の被災状況を把握する。 ・1週間以内に被災者に対する融資相談窓口を設置する。 ・2週間以内に被害額を算出し、国に激甚災害の適用申請を行う。 |
| 農林水産業の早期復旧支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に県内全域の農作物の被害状況を把握する。 ・3日間以内に木曾川・矢作川・豊川水系の当面必要な農業用水を確保する。 ・1週間以内に農地・農業用施設の応急措置を実行する。 ・1週間以内に家畜伝染病の被害状況を確認し防疫作業を実施できる体制をとる。 ・1週間以内に天災融資制度及び各種融資制度を活用できる体制をとる。 ・1週間以内に漁業金融制度資金を貸し付けできる体制をとる。 ・1か月以内に被災農業者へ技術対策や経営安定対策を実施する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】産業労働部、農林水産部

【地方機関】県民事務所等、農林水産事務所

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ



※産：産業労働部 農：農林水産部

3. 基本方針【業務継続に必要な態勢の確保】

| | |
|------------|----------------------|
| 大項目 | ①災害対策本部の設置・運営 |
|------------|----------------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-----------------|---|
| 被害報の作成・ 広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・3時間以内に速報値として被害状況を把握し、災害情報センターへ報告する。 ・3時間以内に被害報(第1報)を発表する。 |
| 災害対策本部の 運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・発災後直ちに災害情報センターを開設する。 ・3時間以内に防災ヘリ及び災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を運用し情報収集する。 ・3時間以内に各部局の指揮命令系統を確立する。 ・3時間以内に第1回本部員会議を実施する。 ・24時間以内に知事、副知事等の災害視察の連絡調整を行う。 ・1か月以内に復興計画の基本的な考え方を取りまとめる。 |
| プロジェクト チーム運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後から防災ヘリコプターによる災害応急対策を実施する。 ・3時間以内に緊急物資、県民相談のプロジェクトチームを設置し、必要に応じ、緊急輸送、応急医療、救出救助、航空運用、ボランティア支援のプロジェクトチームを設置する。 ・24時間以内に広域ボランティア本部の開設を協議・決定する。 |
| 渉外対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・1時間以内に消防庁に被害状況等を報告する。 ・3時間以内に自衛隊に災害派遣要請を行う。 ・3時間以内に消防応援活動調整本部を設置し、緊急消防援助隊の受入体制を整える。 ・3時間以内に他県(中部ブロック幹事県)と連絡調整を行う。 ・24時間以内に政府等の災害視察の受入調整を行う。 ・1週間以内に災害救助法の適用を決定、公示する。 |
| 相談業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に災害対応に関する広報資料を作成する。 ・24時間以内に県税に関する相談を開始する。 ・24時間以内に愛知県国際交流協会による外国人相談を開始する。 ・24時間以内に健康・福祉に関する相談を開始する。 ・24時間以内に産業・雇用に関する相談を開始する。 ・24時間以内に農作物被害、農地・農業用施設の被害に関する相談を開始する。 ・24時間以内に被災建築物に関する相談を開始する。 ・24時間以内に義援金の受け付けに関する相談を開始する。 ・24時間以内に授業料減免や教科書支給等に関する相談を開始する。 ・3日間以内に地震に便乗した悪質商法等の消費生活相談を開始する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】全部局
 【地方機関】全地方機関

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 | | |
|-------------|-----|-----------------|------------------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|--------------|-------------------------|---------------|---------------|---------------------|-------------|
| 被害報の作成・広報 | | | 全：被害状況の確認、センターへの報告 セ：被害報（第1報）発表 | | | | | | | | | |
| 災害対策本部の運営 | | セ：災害情報センターの開設 | 防：防災ヘリ・災害対策用指揮車・可搬型衛星通信局による情報収集 | 全：指揮命令系統の確立 | 全：第1回本部員会議開催 | 知：知事・副知事災害視察の連絡調整 | | | 知：復興計画の考え方の整理 | | | |
| プロジェクトチーム運営 | | 防：防災ヘリによる災害応急対策 | 全：緊急物資、県民相談等のプロジェクトチームの設置 | 防：広域ボランティア本部の開設協議 | | | | | | | | |
| 渉外対応 | | セ：消防庁へ第1報報告 | セ：自衛隊への災害派遣要請 | 防：消防応援活動調整本部の設置 | セ：他県（中部ブロック幹事県）との連絡調整 | セ：政府等の災害視察受入調整 | 防：災害救助法の適用決定 | | | | | |
| 相談業務 | | | 知：広報資料の作成 | 総：県税相談の開始 | 地：愛知県国際交流協会による外国人相談の開始 | 健：健康・福祉相談の開始 | 産：産業・雇用相談の開始 | 農：農作物被害、農地・農業用施設被害相談の開始 | 建：被災建築物相談の開始 | 出：義援金の受付相談の開始 | 教：授業料減免、教科書支給等相談の開始 | 県：消費生活相談の開始 |

※ 全：全部局 セ：災害情報センター 防：防災局 知：知事政策局 総：総務部 地：地域振興部
 健：健康福祉部 産：産業労働部 農：農林水産部 建：建設部 出：出納事務局
 教：教育委員会 県：県民生活部

| | |
|------------|-----------------|
| 大項目 | ②組織機能の維持 |
|------------|-----------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|----------------|--|
| 職員の参集、安否確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・3時間以内に非常配備参集状況を取りまとめる。 |
| 組織運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等に関するEm-Net（緊急情報ネットワークシステム）による国からの通知の受信体制を継続する。 ・災害対策以外での緊急性の高い重要事案に関して報道発表を行う場合は、3時間以内に実施できる体制を整える。 ・3時間以内に負傷した職員の応急医療を確保する体制を整える。 ・6時間以内に職員の仮眠、宿泊施設の確保のための措置をとる。 ・24時間以内に県議会への情報提供等を行う。 |
| 予算・決算関係部署の機能維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に必要事業の予算措置等の作業を進める。 ・24時間以内に必要最低限の物品の購入を取りまとめる。 ・1週間以内に当面の支払いが必要なものの支払い手続きを行う。 ・2週間以内に工事の完了検査を行う。 ・2週間以内に県税減収見込みの第一次報告を行う。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】全部局

【地方機関】全地方機関

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|----------------|-----|---------------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------|----|----|-----------------|-------------|
| 職員の参集、安否確認 | | | 全：職員参集状況のとりまとめ | | | | | | | |
| 組織運営 | | 防：Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）受信体制の継続 | 全：緊急性の高い重要事案の発表 | 総：負傷職員の応急医療体制整備 | 総：職員の仮眠、宿泊施設の確保措置 | 全：県議会への情報提供 | | | | |
| 予算・決算関係部署の機能維持 | | | 全：必要事業の予算措置等の作業実施 | 全：必要な物品購入のまとめ | 全：県費支払い手続き | | | | 農・建・企：工事完了検査の実施 | 総：県税減収見込み報告 |

※全：全部局 防：防災局 総：総務部 農：農林水産部 建：建設部 企：企業庁

大項目 ③庁舎・施設の維持

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|--------------|--|
| 庁舎の施設管理・機能維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立社会福祉施設等における入所者等の安全確保を継続する。 ・ 1 時間以内に災害対策に必要な集中管理公用車を確保する。 ・ 3 時間以内に本庁各課室及び地方機関の被害状況を確認し情報センターへ報告する。 ・ 3 時間以内に事務室、会議室の配置調整の必要性を確認する。 ・ 24 時間以内に応急修繕が必要な施設を把握する。 ・ 1 か月以内に庁舎の応急修繕工事を完了する。 |
| 応急危険度判定の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般県有施設については、24 時間以内に応急危険度判定を実施し、利用可否を判定する。 ・ 災害拠点施設及び避難施設については、24 時間以内に施設管理者へ情報提供を行う。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】全部局

【地方機関】全地方機関

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0 時間 | 1 時間 | 3 時間 | 6 時間 | 12 時間 | 24 時間 | 3 日 | 5 日 | 1 週間 | 2 週間 |
|--------------|------------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-----------------|---------------|-----|-----|------|------|
| 庁舎の施設管理・機能維持 | 健：県立社会福祉施設等での入所者等の安全確保 | 総：集中管理公用車の確保 | 全：本庁・地方機関の被害状況確認及び報告 | 全：事務室、会議室の配置調整の必要性の確認 | 全：応急修繕が必要な施設の把握 | 建：庁舎応急修繕工事の完了 | | | | |
| 応急危険度判定の実施 | | | 全：一般県有施設の応急危険度判定 | 建：災害拠点施設・避難施設への情報提供 | | | | | | |

※健：健康福祉部 総：総務部 全：全部局 建：建設部

| | |
|------------|----------------------|
| 大項目 | ④通信・情報システムの確保 |
|------------|----------------------|

(1) 活動目標

| 中項目 | 発災後の目標 |
|-----------------|---|
| 行政情報通信ネットワークの維持 | ・行政情報通信ネットワークが途絶しないよう通信を維持する。 |
| 高度情報通信ネットワークの維持 | ・災害関連情報が途絶しないよう通信を維持する。 ・高度情報通信ネットワークが途絶しないよう通信を維持する。 |
| その他情報システムの確保 | ・防災情報システムによる情報収集等を継続する。 ・1時間以内に庁内電話の統制を行う。 ・3時間以内に総合行政ネットワーク（L GWAN）の稼働を確保する。 ・6時間以内に広域災害・救急医療情報システムホームページから救急対応病院等の情報提供を行う。 ・3日以内に住民基本台帳ネットワークに関する関係機関との調整を行う。 ・3日以内に建設部・企業庁の工事積算システムを復旧する。 |

(2) 活動体制

実施機関：【本庁】総務部、地域振興部、防災局、健康福祉部、建設部、企業庁

(3) 発災後の時間経過と活動イメージ

| 中項目 | 0時間 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日 | 5日 | 1週間 | 2週間 |
|-----------------|--|-----|-----|-----|------|------|----|----|-----|-----|
| 行政情報通信ネットワークの維持 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 地：行政情報通信ネットワークの維持 </div> | | | | | | | | | |
| 高度情報通信ネットワークの維持 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 防：通信の維持 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 防：高度情報通信ネットワークの維持 </div> | | | | | | | | | |
| その他情報システムの確保 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 防：防災情報システムの継続 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 防：庁内電話統制 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 地：総合行政ネットワーク（L GWAN）の稼働確保 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 健：広域災害・救急医療情報システムからの情報提供 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 総：住基ネットの調整 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="width: 100px; border-right: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 建・企：工事積算システム復旧 </div> | | | | | | | | | |

※地：地域振興部 防：防災局 健：健康福祉部 総：総務部 建：建設部 企：企業庁

第4章 業務継続における課題と対応

愛知県庁BCPの策定作業を進める中で明らかとなった、業務を継続する上での課題(ボトルネック)について、対応を検討した。

1 業務実施体制

(1) 職員の参集や応援、職務権限に係る現状(課題)と対応

■ 現状(課題)

- ・知事、副知事、各部局長、防災局及び災害対策本部方面本部の幹部職員へは、災害等の緊急時に連絡を行うための危機管理用携帯電話が配備されている。
- ・危機管理用携帯電話を配備する幹部職員に加え、防災局の全職員及び各部局の一部の職員は、携帯電話メールにより一斉指令の受信が可能である。
- ・職員の参集状況については、報告様式等が定められており、各部局の主管課が部局内の各課及び地方機関の参集状況を取りまとめ、人事課へ報告する手順となっている。
- ・職員の安否状況等については、確認手順や報告様式が定められている部局もあるが、統一されていない。災害時に必要な人員配置を行うためにも、職員の安否状況等を迅速に確認する必要がある。
- ・被災時の状況によっては、職員が迅速に参集できず、非常時優先業務の実施が効率的に実施できないおそれがある。
- ・職員の応援については、人事課が中心となり、部局間の職員動員を行うが、具体的な調整手順が定められていないため、迅速な職員の応援ができないおそれがある。
- ・職務権限については、「愛知県事務決裁規程」により決裁権者が定められているが、災害時に決裁権者が死傷又は参集できない場合を想定し、更なる代行順序等を定めておく必要がある。

○ 対応

- ・職員の安否状況等を迅速に確認するため、確認手順や報告様式を統一するとともに、携帯電話メールを使用した連絡が行えるよう、安否確認システムの導入について検討する。
- ・少ない職員でも効率的に非常時優先業務が実施できるよう、初動時の手順を示したマニュアルを整備する。
- ・職員の応援については、非常時優先業務に従事しない職員の応援先等を事前に検討し、災害時の調整手順を定める等、迅速な職員の応援が可能となる体制を構築する。
- ・職務権限については、災害時を考慮した複数の臨時代行者及び代行順序を具体的に定める。

(2) 職員支援(職員用食料・仮眠スペース等)に係る現状(課題)と対応

■ 現状(課題)

- ・職員の食料確保については、職員用食料として35,000食を県内40箇所の県機関に分散備蓄している。しかしながら、災害時には現状の備蓄食料では不足するおそれがある。
- ・職員の宿泊・仮眠室等の整備については、現状では確保されておらず、また、公共交通機関が復旧するまでの間、職員が帰宅することは難しいため、災害時の継続的な勤務に支障が生じるおそれがある。

○ 対応

- ・職員の食料確保については、計画的に備蓄数量を増やすとともに、職員生活協同組合等と災害時の確保・供給について協力を要請する。また、各職員には食料と飲料水を個人ロッカーに備蓄するよう奨励する。
- ・職員の宿泊・仮眠室等の整備については、庁舎の会議室や自治研修所を活用するとともに、本庁近くの共済施設の協力や県関連施設等の活用について検討を行う。

2 執務環境

(1) 庁舎・執務場所に係る現状(課題)と対応

■ 現状(課題)

- ・本庁舎及び西庁舎は免震工事が完了しているため、揺れは低減できるが、自治センターについては、耐震設計のため倒壊するおそれはないものの、揺れが大きくなる可能性がある。
- ・庁舎の応急危険度判定について、担当職員の不足により安全確認に遅れが生じるおそれがある。
- ・オフィス家具等の固定や窓ガラスの飛散防止については、すでに実施済みの課室もあるが、適切な対策がとられていない場合、オフィス家具や書類等の飛散により、職員が負傷するおそれがある。また、片付けに時間を要し、迅速な執務開始ができないおそれがある。

○ 対応

- ・庁舎の応急危険度判定については、担当職員の不足を補うため、施設管理者等を活用し、簡易に安全確認ができるよう、地方機関を含めて体制を整備する。
- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り、安全の確保と片付け時間の短縮を図る。
- ・オフィス家具等については、固定等の対策を徹底するとともに、被災により執務室が使用できなくなる場合に備え、災害時の会議室等の利用について、事前に災害時の調整手順を定める等、執務が迅速に開始できる体制を構築する。

(2) 電力に係る現状(課題)と対応

■ 現状(課題)

- ・商用電源が停止した場合、非常用発電機からの電力供給となるが、本庁の各庁舎については、非常用発電機がそれぞれ整備されている。しかしながら、燃料タンクの制約等により、発電機の稼働時間は異なっており、庁舎によっては、商用電源回復まで電力が使用できないおそれがある。また、供給される電力量についても制限がある。
- ・非常用コンセントの表示が、一部の庁舎に限られているため、災害時にコンセントの使用の可否をすぐに判別できないおそれがある。
- ・非常用発電機の燃料確保については、業者と協定を結んでいるが、輸送方法について具体的な手順等が定まっていないため、円滑な供給ができないおそれがある。

○ 対応

- ・電力が使用できない可能性のある庁舎での業務については、他庁舎等の執務室の利用等、あらかじめ代替案を検討しておく。
- ・業務に直接関係しない電気製品や電力消費量の大きな機器については、電力の復旧状況により、使用禁止等の措置を講じる。
- ・長時間停電に備えた非常用発電機能力の増強等を図るとともに、燃料確保については、業者と輸送方法等の手順をあらかじめ定め、災害時に円滑に補給できる体制を構築する。

(3) 上水道、下水道(トイレ)に係る現状(課題)と対応

■ 現状(課題)

- ・上水道の停止時には、高架水槽の残留水を使用することになるが、使用できる水量は限られる。
- ・下水道(トイレ)については、下水道への自然流下が可能であるが、本庁舎においては、下水道が使用できない場合に備え、地下に大規模な汚水貯留槽(100t)を整備している。また、職員用として簡易トイレ約100セットを備蓄しているが、備蓄数量では不足するおそれがある。

○ 対応

- ・上水道については、残留水を有効に活用するため、使用できるトイレを制限する等、あらかじめ決めておく(なお、飲料水については、前述の「1 業務実施体制(2) 職員支援(職員用食料・仮眠スペース等)に係る現状(課題)と対応」に記載した対応策をとる)。
- ・下水道(トイレ)については、簡易トイレの備蓄等を計画的に拡充するとともに、汚物の処理方法についてあらかじめ決めておく。

3 各種情報システム、通信・ネットワーク等

■ 現状(課題)

- ・災害時においても継続して運用すべき情報システムを「非常時優先システム」として平成20年度に選定しており、非常時優先システムの所管課において情報システム版BCPを策定している。
- ・自治センターには情報システムサーバの多くが設置されており、揺れによりサーバが損傷を受ける可能性がある。
- ・基幹的ネットワークである「行政情報通信ネットワーク」が損傷を受けた場合、各部局の情報システムの利用再開に遅れが生じるおそれがある。
- ・電話については、執務室等(議会や一部の会議室を除く)に設置された電話のうち約5割の一般電話機はコンセントからの電力供給が不要であり、災害時においても使用可能である。
- ・県機関、市町村及び防災機関には、地上系・衛星系に二重化された県の独自回線である「高度情報通信ネットワーク(防災行政無線)」が整備されており、一般電話回線の輻輳時においても、関係機関との連絡が可能である。
- ・防災局にはPHSが約100台配備されており、災害対策本部が設置される本庁舎において、内線及び高度情報通信ネットワークを利用した関係機関との連絡が可能である。
- ・災害時優先電話について、必要な回線を確保しているが、災害時優先電話である旨の表示が一部の電話機に限られるため、災害時に使用の可否をすぐに判別できないおそれがある。
- ・PC・FAX等のOA機器については、非常用電源の供給対象でない場合、使用できないおそれがある。また、複合機タイプの機種では、電力消費量が大きい場合があるため、非常用発電機による供給電力を効率的に使用できないおそれがある。

○ 対応

- ・情報システム保守業者、リース委託業者等と災害発生時の対応について確認し、優先的な対応等について契約書等に記載する。
- ・各種情報システムや行政情報通信ネットワークのサーバを、より安全な場所へ移設するなど抜本的な対応について検討する。
- ・災害時優先電話について、電話機への表示とともに職員への周知の徹底を行う。
- ・PC・FAX等のOA機器については、災害時に使用する機器をあらかじめ定めしておく。

第5章 今後の取組み

1 「愛知県庁業務継続計画推進会議（仮称）」の設置

愛知県庁BCPの定着と課題の対応を具体化するため、全庁挙げての体制を構築する必要がある。このため、「愛知県庁業務継続計画推進会議(仮称)」を設置し、平常時から課題改善状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、必要に応じ、見直しを行うなど、計画の改善・定着を図っていく。

2 研修・訓練等を通じた計画の定着と課題の解消

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするためには、研修・訓練等を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

研修・訓練等の場において、愛知県庁BCPをテキストとして使用するとともに、徒歩参集訓練、安否確認訓練、情報システム稼働訓練、停電訓練などの各種訓練を単独又は通常の防災訓練と組み合わせて実施することを検討していく。

また、愛知県庁BCPのより適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うとともに、課題の解消に向け、計画的に庁舎設備等の強化や業務マニュアルの整備等を進めていく。

3 地方機関における計画策定

本庁における業務は県の地方機関の業務継続に依存する部分が少なくない。愛知県庁BCPでは、本庁を対象とする本計画の策定後に、地方機関における業務継続計画の策定について、検討していく。

4 市町村への支援

県の業務は、県民等と接する機会の多い市町村との連携が不可欠であるため、たとえ県が業務継続・早期復旧を果たしたとしても、市町村が早期復旧を果たせない場合、県民等に対して、あるべき行政対応が滞る恐れがある。

従って、市町村が業務継続計画を策定する場合、愛知県庁BCPの策定にあたって得られた知見、データ等に係る情報提供などの支援を行っていく。

『愛知県地域防災計画－地震災害対策計画－』

県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）
〔想定東海・東南海地震連動編〕

平成 21 年 11 月発行

編集・発行：愛知県防災局防災危機管理課

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6143（ダイヤルイン）